

# AXISnews

**「鬼滅の刃」の羽織デザインが商標登録**

**特許の標準審査期間は平均15.0か月（特許庁）**

**秘密管理性を充足していない顧客情報（知財高裁）**

**自動運転の関連特許、日本が最多の37.5%**

**〔コラム〕 コロナ禍の小学生**

## CONTENTS

- 01 ▶ 「鬼滅の刃」の羽織デザイン、3種類が商標登録（集英社）
- 02 ▶ 特許の標準審査期間15.0か月、平均FA期間は10.2か月
- 03 ▶ 審決紹介
- 04 ▶ 秘密管理性を充足していない顧客情報は営業秘密としては保護されない
- 05 ▶ 自動運転の関連特許、日本が最多（特許出願技術動向調査）



Intellectual property to reinforce  
your businesses  
AXIS supports global business  
around intellectual property

28

# 01 「鬼滅の刃」の羽織デザイン 3種類が商標登録

■集英社■

大ヒット漫画「鬼滅の刃」の登場人物が着用している羽織のデザイン3種類が商標登録された。

漫画の版元である集英社は、2020年6月24日、作品中に登場する6人が身に付けている羽織や着物の柄を対象に商標出願した。特許庁は、今年6月3日、このうち3種類を商標登録した。主要キャラクターとして登場する富岡義勇、胡蝶しのぶ、煉獄杏寿郎（れんごく・きょうじゅろう）が着ている羽織のデザイン。

指定商品は、電子機器関連、アクセサリ関連、文房具関連、かばん関連、被服関連、おもちゃ関連。

悪質な便乗商品、違法なコピー商品を阻止する狙いがある。

一方で、ほかの竈門炭治郎（かまどたんじろう）などが着用していた羽織のデザインは特許庁より拒絶理由通知書が提出されている。

竈門炭治郎の緑と黒の正方形を互い違いに並べた柄に関して、通知書では、「いわゆる『市松模様』の一種と理解されるものですから、全体として、装飾的な地模様として認識されるにとどまり、かつ、その構成中に自他商品の識別力を有する部分を見出すこともできない」として登録を認めなかった。

商標法では、原則として地模様

（模様のなものの連続反復するものなど）のみからなる商標は、識別力がないという理由で登録を認めていない。一般的に、服や着物の柄は装飾的な地模様に該当し、登録を拒絶される可能性が高いといえる。

ただし、その地模様によって他の商品と識別できることが認められれば、登録される場合がある。例えば、伊勢丹の紙袋のチェック柄（伊勢丹チェック）は消費者に周知されており、自他商品の識別力があるとして、最終的に商標登録（登録第5241411号）されている。

<商標登録されたデザイン>

富岡義勇	胡蝶しのぶ	煉獄杏寿郎
		
2021年6月3日登録 商標登録第6397486号	2021年6月3日登録 商標登録第6397487号	2021年6月3日登録 商標登録第6397488号

<拒絶理由が通知されたデザイン>

竈門炭治郎	竈門禰豆子	我妻善逸
		
商願2020-78058 ・拒絶理由 2021/05/28 *未確定	商願2020-78059 ・拒絶理由 2021/05/28 *未確定	商願2020-78060 ・拒絶理由 2021/05/28 *未確定

# 02 特許の標準審査期間 15.0 か月 平均 FA 期間は 10.2 か月

■特許行政年次報告書 2021年版■

特許庁は、知的財産に関する国内外の動向等をまとめた「特許行政年次報告書2021年版」を公表した。

今回は報告書の中から特許、意匠、商標の権利化までの期間と平均FA期間、審判の動向などを取り上げる。

権利化までの期間（標準審査期

間、最終処分期間）とは、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの期間。

FA（ファーストアクション）期間とは、出願から審査結果の最初の通知（主に特許査定や拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間。

特許の「権利化までの期間」（標準審査期間）は平均15.0か月であり、「一次審査通知までの期間」（平均FA期間）は10.2か月。

意匠の「権利化までの期間」（標準審査期間）は平均7.1か月、「一次審査通知までの期間」（平均FA期間）は6.3か月。

商標の「権利化までの期間」(標準審査期間)は平均11.2か月、「一次審査通知までの期間」(平均FA期間)は10.0か月。

また、2020年の特許審査実績をみると、一次審査件数は222,344件、特許査定件数は164,846件、拒絶査定件数は55,154件、特許登録件数は179,383件となった。

特許査定率は74.4%だった。

**【審判の動向】**

2020年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許が16,899件、意匠が367件、商標が742件だった。

拒絶査定不服審判の平均審理期間は、特許は12.2か月、意匠は7.3か月、商標は9.5か月。

無効審判については、特許・実用新案では、平均審理期間は12.5

か月、意匠では12.7か月、商標では13.7か月。

特許・実用新案の訂正審判は、平均審理期間は3.0か月。異議申立ての平均審理期間は、特許では7.4か月、商標では8.6か月であり、商標の取消審判では8.8か月だった。

**【特許・商標の出願件数】**

特許出願件数では、これまで年間30万件を超える水準で推移してきたが、2020年は288,472件となり、30万件を割り込んだ。一方で、国際出願(PCT国際出願)の件数は、2019年まで増加傾向を示しており、2020年は49,314件と前年に比べ4.5%減少したものの、依然として高い水準を維持している。

商標出願件数は181,072件。内訳は、国際出願は前年比7.8%減の

17,924件、それ以外の出願件数は同4.8%減の163,148件となった。

商標登録件数は、近年は11万件前後で推移していたが、2020年は135,313件に増加した。

単位：月 ●権利化までの期間(平均)●

	2018	2019	2020
特許	14.1	14.3	15.0
意匠	7.0	6.8	7.1
商標	9.3	10.9	11.2

単位：月 ●平均FA期間●

	2018	2019	2020
特許	9.3	9.5	10.2
意匠	6.2	6.0	6.3
商標	7.9	9.9	10.0

**最終処分実績の推移**

単位：件

実績	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
特許査定件数	173,015	191,032	183,919	177,852	167,945	164,846
拒絶査定件数	66,599	58,638	60,613	56,701	54,779	55,154
(うち戻し拒絶査定件数)	30,173	25,448	28,409	26,693	25,494	25,295
FA後取下げ・放棄件数	2,290	2,207	1,968	1,726	1,651	1,486
特許登録件数	189,358	203,087	199,577	194,525	179,910	179,383
特許査定率	71.5%	75.8%	74.6%	75.3%	74.9%	74.4%
拒絶査定率	28.5%	24.2%	25.4%	24.7%	25.1%	25.6%

(備考) 戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。

FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。

特許査定率=特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)

拒絶査定率=(拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)/(特許査定件数+拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)

(資料) 特許庁作成

**【2020年 審理の状況】**

	拒絶査定不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数 <sup>*1</sup>	平均審理期間 <sup>*2</sup>	処理件数 <sup>*1</sup>	平均審理期間 <sup>*2</sup>	処理件数 <sup>*1</sup>	平均審理期間 <sup>*2</sup>	処理件数 <sup>*1</sup>	平均審理期間 <sup>*2</sup>	処理件数 <sup>*1</sup>	平均審理期間 <sup>*2</sup>
特許・実用新案	8,282	12.2か月	115	12.5か月	97	3.0か月	1,014	7.4か月	—	—
意匠	411	7.3か月	8	12.7か月	—	—	—	—	—	—
商標	818	9.5か月	112	13.7か月	—	—	414	8.6か月	985	8.8か月

(備考)

\*1 請求成立(含一部成立)・請求不成立(含却下)・及び取下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。

\*2 審判請求日(※1)から、審判の発生日(※2)、取下・放棄の確定日、又は却下の発生日までの期間の暦年平均。

(※1) 異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日(部門移管日)。

(※2) 特許異議申立てにおいて取消理由通知(決定の予告)を行うものはその発生日、特許無効審判において審判の予告を行うものはその発生日。

(資料) 特許庁作成

出典：「特許行政年次報告書2021年版」(特許庁)



出版社：東洋経済新報社 価格：¥2,860

# 誰もがステイブ・ジョブズになれる！



**一條和生氏**

新規事業アイデアの枯渇に苦しむ  
日本企業界、待望の本だ。

**入山章栄氏**

素晴らしい！これはイノベーションを  
生み出す思考トレーニングの究極の教科書だ。

**松尾豊氏**

イノベーションを創り出したい人が  
必ず知っておくべき内容。

Q
破壊的イノベーションの起こし方

VISITS Technologies CEO  
松本勝 著

# 03 審決紹介

- ・本願商標「人生100年時代のベストサポーターになる」
- ・本願商標「アロエの力」

本願商標「人生100年時代のベストサポーターになる」は、商標法第4条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2020-7643、令和3年3月1日審決、審決公報第256号）

## 1 本願商標について

本願商標は、「人生100年時代のベストサポーターになる」の文字を標準文字で表してなり、別掲のとおり役務を指定役務として、平成30年3月20日に登録出願されたものである。

## 2 原査定における拒絶の理由（要点）

原査定は、「本願商標の構成中『人生100年時代』の文字は、内閣府が中心となり推進している政府の重要政策であり、その構想についての会議が短期間に複数回開催されていることからすれば、『人生100年時代』の文字は著名であると認められる。また、『人生100年時代』の文字は、この商標登録出願前からその後も、新聞記事に取り上げられており、このことから著名であると認められる。そうすると、本願商標中の『人生100年時代』の文字は、看者の注意を惹き易く、これに接する需要者に上記重要政策を表したものと理解させるため、本願商標は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名な『人生100年時代構想』と類似の商標というのが相当である。したがって、商標法第4条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「人生100年時代のベストサポーターになる」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同書、同大、等間隔で、空白を空けることなく、まとまりよく一

体的に表されており、かかる構成においては、いずれかの文字部分が独立して、取引者、需要者に対し、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものではない。

また、本願商標の構成全体から生じる「ジンセイヒャクネンジダイノベストサポーターニナル」の称呼も、やや冗長ながらも、無理なく一連に称呼し得るものであるから、本願商標は、一連の称呼のみが生じるものというのが相当である。

してみれば、本願商標は、原審が公益に関する事業であると説示する「人生100年時代構想」の文字とは、「人生100年時代」の文字を共通にするものの、それぞれ「のベストサポーターになる」の文字又は「構想」の文字という著しく異なる文字及び文字数を有してなるものであるから、両者は、外観、称呼及び観念のいずれにおいても相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するものとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、政令の定める期間内に、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「アロエの力」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2020-7973、令和3年3月4日審決、審決公報第256号）

## 1 本願商標について

本願商標は、「アロエの力」の文字を標準文字で表してなり、第29類「アロエを使用した食用油脂、アロエを使用した乳製品、加工済

み食用アロエ、アロエ入り納豆、アロエを使用したカレー・シチュー又はスープのもと、アロエ風味の食用たんぱく」を指定商品として、平成30年11月16日に登録出願されたものである。

## 2 原査定における拒絶の理由（要旨）

原査定は、「本願商標は、『アロエの力』の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の『アロエ』の文字は、『ユリ科の多肉の常緑多年草。』の意味を、『の』の文字は、格助詞の意味を、『力』の文字は、『しるし。ききめ。おかげ。効能。』の意味をそれぞれ有する語であることから、本願商標は、全体として、『アロエの効能』ほどの意味合いを生ずるものである。また、食品を取り扱う業界において、アロエの効能を生かした商品が多数流通している実情が認められ、さらに、原材料の効能を強調した商品が、『○○の力』（○○には原材料名）と称して多数流通されている実情が認められる。そうすると、本願商標を、その指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、『アロエの効能を有してなる商品』であること、すなわち、商品の品質を表示したのとして認識するにとどまり、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものとみるのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は、「アロエの力」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の『アロエ』の文字は「ワスレグサ科（旧ユリ科）の多肉の常緑多年草。」の意味を、「力」の文字は「しるし。ききめ。おかげ。効能。」の意味を（いずれも株式会社岩波書店 広辞苑第七版）それ

ぞれ有する語である。

そして、「アロエ」及び「力」の文字を格助詞「の」により結合した「アロエの力」の文字は、その指定商品との関係において、原審説示の意味合いを暗示させる場合があるとしても、これが本願指定商品の品質等を直接的に表示するものと直ちに理解されるとはいえず、むしろ、特定の意味合いを認識させることのない、一種の造語

として認識し、把握されるというべきである。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「アロエの力」の文字が、商品の品質等を直接的に表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質等を表示したものと認識するとい

うべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、自他商品を識別する機能を果たし得るものと判断するのが相当である。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

# 04 秘密管理性を充足していない顧客情報は営業秘密としては保護されない

## ■知財高裁■

まつげエクステンションの専門店を運営するリリーラッシュ社が、元従業員が顧客に関する情報を持ち出した行為などが不正競争行為に該当するとして、損害賠償と行為差止を求めた訴訟で、知的財産高等裁判所は、同社の請求を棄却した。

「令和2年(ネ)第10066号 損害賠償請求、不正競争行為等差止請求控訴事件(原審 東京地方裁判所 平成31年(ワ)第10672号、同第10673号)」

### 事案の概要

リリーラッシュ社は、元従業員(被控訴人Y1)に対して、同人がリリーラッシュ社の顧客に関する情報を取得した行為が営業秘密の不正取得であるから不正競争行為に当たるとして、また、被控訴人Y2、Y3らが共同経営するまつげエクステサロンにおいて、上記営業秘密が被控訴人Y1により不正取得されたことを知りながら、又は重過失によりそれを知らないで上記営業秘密を取得、使用等したことについて不正競争行為に当たるとして、被控訴人らに対して損害賠償金の支払を求めるとともに、被控訴人Y2及び同Y3に対してリリーラッシュ社が「顧客情報」と主張するリリーラッシュ社の顧客に関する情報の使用の差止め及び廃棄を求めている。

原審(東京地裁)はリリーラッシュ社の請求をいずれも棄却し、リリーラッシュ社が知財高裁に控訴していた。

### 知財高裁の判断

知財高裁は、以下のように判断して、リリーラッシュ社の控訴を棄却した。

「顧客カルテは、その画像が日常的に従業員の私用スマートフォン等に特段の制約もなく記録され続けていたのであり、控訴人の営業期間を通じれば顧客の範囲及びその数は相当多数かつ広範なものに至っているとうかがわれる一方、その漏出、拡散等を防止する格別な手段がとられていたとは認められない。そうすると、このような顧客カルテの利用状況に鑑みて、少なくとも、特に従業員間で共有を図られていたと推察される顧客カルテの施術履歴部分は、不競法に定める秘密管理性の要件を満たしていない。」

「本件施術履歴は、秘密管理性を欠くのであるから、その余の点について判断するまでもなく、営業秘密であるとは認められない。したがって、本件送信行為が営業秘密の侵害に係る不正競争行為に該当する余地はないから、控訴人の被控訴人Y1に対する請求は、理由がない。」

「本件施術履歴は、秘密管理性

を欠くため営業秘密とは認められないから、被控訴人Y2及び被控訴人Y3の不正競争行為の前提となる被控訴人Y1の営業秘密不正取得行為は認められず、被控訴人Y2及び被控訴人Y3が、営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失より知らないで営業秘密を取得したり、その取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為をすることもない。」

「以上のとおり、控訴人の請求は理由がないから、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当である。したがって、本件控訴は理由がない。」

### 考察

人間の頭の中で考え出され、財産的な価値を生み出す知的な情報(例えば、ノウハウなど)を、特許出願を行うことなしに会社の営業秘密として保護しようとする場合の秘密管理性の重要性を認識させる判決だった。

秘密管理性に関しては経済産業省のHP「営業秘密～営業秘密を守り活用する」に詳しく説明されている。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

# 00 自動運転の関連特許 日本が最多の 37.5%

## ■令和2年度特許出願技術動向調査■

特許庁は、将来の市場創出・拡大が見込める最先端分野である「機械翻訳」、「スマート農業」、「MaaS～自動運転関連技術からの分析～」 「プラスチック資源循環」などの技術テーマについて、特許情報等を調査・分析した「令和2年度特許出願技術動向調査」を公表した。

今回は、この中から「自動運転関連技術」について取り上げる。

2014～18年の5カ年で日米欧や中国などの主要国が出願した自動運転関連技術の特許は計53,394件。日本はこのうち、20,008件で全体の37.5%を占め、国籍別でトップとなった。

2位は米国の11,311件で、3位は独で7,824件。4位は韓国で5,359件、5位は中国で4,965件、6位は欧州（独除く）で3,062件。

日本の特許出願の技術区分をみると、「車載センサ」「認識技術」「判断技術」「運転支援システム」「自動運転制御装置」「通信技術」などにおいて、他国と比較して多いことがわかった。

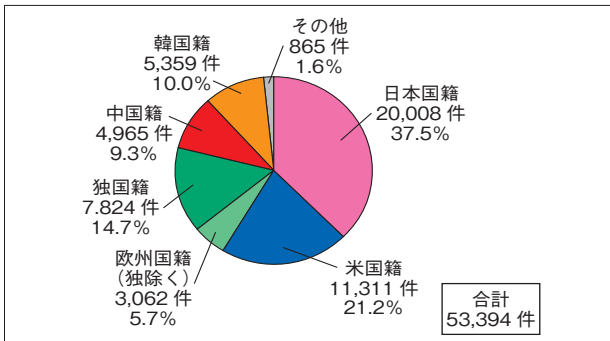
一方、次世代移動サービス「MaaS（Mobility as a Service：マース）」関連技術の特許出願件数の合計は9,643件。このうち、中国籍の個人・法人が3,283件（34.0%）で最多となり、日本籍の2,173件（22.5%）

を上回り、国籍別でトップとなった。

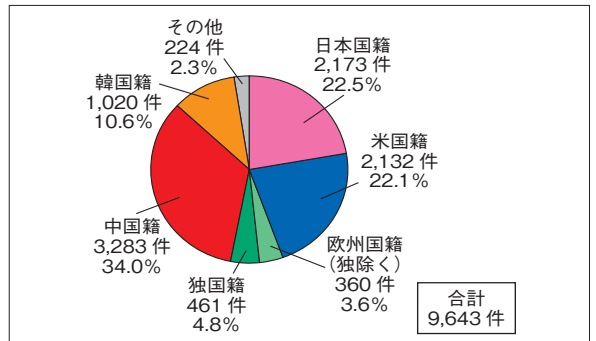
「MaaS」は、バスや電車、飛行機などの公共交通機関をはじめ、マイカー、シェアリングサービスなどの様々なモビリティサービスを統合したシステム。今後、自動運転自動車と同時期に市場が拡大すると推計されている。

報告書では、日本の公共交通機関は、鉄道やバス、タクシーといった分野ごとにサービスを展開しているため、MaaS普及には事業者間での連携構築が課題となっているとの見解を示した。

●出願人国籍・地域別出願件数(自動運転)●



●出願人国籍・地域別出願件数(MaaS)●



出典：「令和2年度特許出願技術動向調査」（特許庁）

## 商標登録をみんなの“普段”に

スマート商標

TM

XYZ MART

AXIS

©

商標登録のない「ブランド」はありません。

商標登録のない「独自性」はありません。

商標登録のない「信用信頼」はありません。

商標登録のない「ライセンス」はありません。

商標登録のない「国際化」はありません。



## コロナ禍の小学生

弁理士 篠田 匡暢



はじめてAXIS newsでコラムを書かせていただいたのは、長男が生まれた年。それから早7年が経過し、彼は小学2年生になりました。今では、夏休みの自由研究のために、自分で買ってきた活性炭と、公園の砂利とで作った小さなろ過装置で醤油を透明にしてみせて、「そんなので醤油が透明にならない」とバカにしていた父親を驚かせるほど成長しています。

コロナ禍の今、息子の小学校では夏休みが延長され、さらに9月からの新学期も午前と午後の2グループに分けられ、短縮授業になりました。しかもこの状態がいつまで続くかは決まっていません。学校で友達と勉強したり遊んだりする時間が激減してしまい、この時代の小学生は本当に可哀想です。

しかし、一方では、今の小学生には我々の時代になかった遊びがたくさんあり、コロナ禍でも楽しく過ごせる強い味方になっています。

今、長男のクラスで一番流行っているのが、マイクラフトというゲーム。「マイクラ」とも呼ばれていて、3Dブロックで構成された仮想空間の中で、ものづくりや冒険が楽しめるゲームです。自由にブロックを配置して巨大な建築物を建てたり、畑

を作ってサバイバル生活を楽しんだり、マイクラの中では完全に自由な世界が広がっています。

自宅にいながら、クラスの友達と、オンラインでお互いのマイクラの世界へ招待し合い、まるで一緒に野外で冒険しているように、楽しそうに遊んでいます。マイクラでは、例えば建築物の設計に算数が必須ですし、英語も頻繁に登場し、皆で意味を考え、調べています。たまに彼らの作った世界を見るのですが、その壮観な光景には、もう大人の入る余地はありません。

コロナ禍でも、やはり子供は逞しく、彼らなりに熱中できる事を見つけて、楽しく過ごしているのでしょうね。



なお、次男は5歳になり、順調に仮面ライダーに心酔する毎日です。本気で仮面ライダーになるという目標をもっており、日々、必殺技で怪人（父親）を倒す訓練に励んでいます。

NEWS

NEWS

NEWS

NEWS

NEWS

Intellectual property to reinforce your businesses  
AXIS supports global business around intellectual property



アクシス国際特許業務法人  
AXIS Patent International

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目6番2号 新橋アイマークビル8階  
Shimbashi i-mark Bldg. 8F, 6-2 Shimbashi 2-chome Minato-ku, Tokyo 105-0004 Japan  
Telephone : 03-6205-4122 Facsimile : 03-5501-9121 URL : <http://www.axispat.jp>